瑞宝単光章を授ける（以上二十五年十一月五日）
左山　正親　下関市消防司令
瑞宝単光章を授ける（二十五年十二月七日）
林　多樂　（下関市消防司令）
瑞宝小綬章を授ける
瑞宝単光章を授ける（二十五年十一月四日）
渡邊　幸記　（登米市消防司令）
瑞宝単光章を授ける（以上二十五年十二月三日）
二宮　康博　小西　武田　伯夫　（各通）
瑞宝双光章を授ける（各通）
木村　雅子　佐々木繁雄　加藤　雄二
瑞宝双光章を授ける（各通）（二十五年十二月二日）
冨澤　幸市　村田　孝　（大阪府警視）
瑞宝単光章を授ける（以上二十五年十二月一日）
大旗　定嗣　野上　雅裕　（各通）
瑞宝双光章を授ける（各通）
山口　年　山谷　治朗　（富山県警部）
瑞宝小綬章を授ける
瑞宝双光章を授ける（各通）
相馬　文雄　藤原　昭　（東京大学名誉教授）
瑞宝単光章を授ける（以上二十五年十一月三十日）
川上　顯治　横田　正臣　（各通）
瑞宝双光章を授ける（各通）
安達　守夫　加藤　利長　（広島大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける（各通）
大橋　頓策　上角　秀利　阪本　八朗　杉原　晶　田嶋　義則
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上二十五年十一月二十八日）
多久島　弘　堀木　市郎　脇村紀念男
瑞宝双光章を授ける（各通）
瑞宝単光章を授ける（以上二十五年十一月二十九日）
山道　登二　（以上二十五年十一月三十日）
瑞宝小綬章を授ける（各通）
森野　繁夫　小山　博之　加藤國太郎

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、一月一日キューバ国の国祭日につき、平成二十五年十二月二十七日同国国家評議会兼閣僚評議会議長閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十六年一月七日

金融庁長官　畑中龍太郎

貸金業法第三十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

平成25年12月10日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(1)第31483号	アムスなんでもリース株式会社
東京都知事(1)第31505号	株式会社安田コンサルティングオフィス
沖縄県知事(1)第04214号	成善

平成25年12月10日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（退会）

登録番号	商号、名称又は氏名
埼玉県知事(浦10)第00274号	金原商店

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
平成25年10月25日	茨城県知事⑽第00488号	株式会社リディア関東（株式会社関東信販）

平成25年12月10日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
兵庫県神戸県民局長(7)第11550号	シンエイ商事

平成25年12月10日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（不更新）

登録番号	商号、名称又は氏名
大阪府知事(1)第12951号	エイドファイナンス

労　働

最低工賃の廃止決定に関する公示

岐阜労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、岐阜県給水せん製造業最低工賃（平成５年岐阜労働基準局最低工賃公示第１号）を平成26年３月31日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成 26 年１月７日

岐阜労働局長　佐々木秀一

公　告

諸事項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ユナイテッドワールド投資顧問株式会社
２．住所　東京都港区赤坂１―12―32アーク森ビル
３．代表者の氏名　代表取締役　井上　克彦
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1121号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年７月７日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 26 年１月７日

関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　Ｆｉｄｅｌｉｔｙ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ　＆　Ｒｅｓｅａｒｃｈ（Ｊａｐａｎ）Ｉｎｃ.
２．住所　東京都港区虎ノ門４―１―17神谷町プライムプレイス
３．代表者の氏名　日本における代表者　鈴木　武也
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2026号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年７月７日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 26 年１月７日

関東財務局長　坂本　正喜

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第２１３２号

神戸市須磨区道正台１丁目１番３―2401号
申立人　司法書士　吉田　　博
本籍神戸市兵庫区塚本通３丁目13番地、最後の住所神戸市長田区房王寺町２丁目３番25号長田すみれビレッジ、死亡の場所神戸市長田区、死亡年月日平成25年10月６日、出生の場所神戸市、出生年月日大正12年３月24日、職業無職
被相続人　亡　森　美枝子
神戸市須磨区道正台１丁目１番３―2401号、事務所神戸市須磨区中落合２丁目２番５号名谷センタービル７階
相続財産管理人　司法書士　吉田　　博
神戸家庭裁判所